

## 医療の良心を守る市民の会

メニュー	<a href="#">トップページ</a> / <a href="#">はじめに</a> / <a href="#">代表挨拶</a> / <a href="#">あいさつ</a> / <a href="#">発起人</a> / <a href="#">シンポジウム</a> / <a href="#">産科医師に対する支援のお願い</a> / <a href="#">資料を読む</a> / <a href="#">活動参加の呼びかけ</a> / <a href="#">連絡先</a> / <a href="#">リンク</a>
------	---

所在地 [トップページ](#) > [資料を読む](#) > [金沢大問題を知るために](#)

### 金沢大問題を知るために

#### はじめに

卵巣がん患者（K子さん）が残した思いを遂げるために遺族が起こした「インフォームド・コンセント訴訟」——これが金沢大学病院を巡る問題の始まりです。病院の抗がん剤投与の臨床試験では、投与する患者を「あみだくじ」で決め、患者に内緒で行うという、まさに「人体実験」が行われていました。

その事実を知った産婦人科の打出喜義医師は、大学病院の教授に直訴して、「試験のやり方はおかしい」と異議を唱えましたが、認められず、教授からは「大学に居たいならば目をつむれ」との忠告を受けました。

打出医師の考えを変えるきっかけになったのは、Kさんが1998年11月にT弁護士に宛てた手紙でした。

抗がん剤治療の苦しみが言葉にならないほどに辛いものでしたが、がんを治すためと信じて一生懸命に耐えてまいりました。しかしそれが実験の一つだったことを知りました。いろいろな薬を私たち患者には何の説明もなしに使い分けていたのです。このようなことが許されるのでしょうか。（中略）大学病院の中で、このようなことが秘密のうちにされることは、今までの実験材料になってきた人たちのためにも、またこれから大学病院を信じて体をあずける人たちのためにも、明らかにしなければならないことだと思います。

「真相を明らかにしてほしい」というKさんの遺志を託された以上、選択肢は1つしかないとの思いで、遺族は1999年6月、当時の大学の管理者である国を相手取り提訴しました。

金沢地裁は、担当医が患者に無断でクリニカルトライアルの対象症例として登録し、実施する化学療法の内容をプロトコルに基づいて無作為割付で決定したことに対し、患者の自己決定権を侵害したとして、慰謝料の支払いを命じました。

しかし、教授の意に反して、患者遺族側に立ったことで、打出医師は大学病院内で「内部告発者」として冷遇され続けています。大学側の処遇に対し、打出医師は学内のハラスメント防止委員会に申し立てをしましたが、満足のいく結果は得られていません。

多くの病院が「患者中心」や「患者本位」などの基本理念をうたっていますが、医療従事者が患者のために本当に良心に基づいた行動をとると、「内部告発者」というレッテルを貼られ、不利益をこうむることがある実情を知ってください。

[△上に戻る](#)

#### 目次

- 1: [金沢大問題の経過](#)
- 2: [厚生労働大臣らに宛てた打出医師の上申書](#)
- 3: [週刊金曜日記事](#)
- 4: [参考資料一覧](#)

[△上に戻る](#)

#### 1: 金沢大問題の経過

<b>【1997年】</b>	
5月	最寄の病院でKさんの子宮筋腫が見つかり、子宮全摘出手術を受ける。
11月	金沢大学医学部附属病院で初診を受けて、卵巣がんが判明。
12月	卵巣がん手術
<b>【1998年】</b>	
1月	抗がん剤投与開始。1週間後から発熱。
2月	カンジタ血症発症。